

新潟家庭裁判所委員会(第25回)議事概要

第1 日時

平成28年2月3日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】(五十音順, 敬称略)

石田央, 梅津昭彦, 江花カヨ子, 貝瀬伸一, 小嶋眞, 佐藤彰, 佐藤明,
佐藤克哉, 佐藤陽一(委員長), 田口紀子, 成田美和, 横田正久

【委員以外の裁判所出席者】

飯塚素直裁判官, 河野郁江首席家庭裁判所調査官, 仁瓶正人次席家庭裁判所調査官, 工藤敏之首席書記官, 新田一男次席書記官, 佐藤雅史事務局長

第4 テーマ

少子高齢化社会において家庭裁判所が果たす役割について(第2回)

第5 議事

- 1 新委員からの自己紹介
- 2 テーマに関する説明

裁判所出席者から, 少子高齢化と関係する家庭裁判所の手続として, 具体的な事例を挙げながら, 夫婦関係調整調停事件, 後見開始等事件, 相続関係事件を中心に説明が行われた。

3 意見交換

(委員長)

裁判所からの説明を踏まえて, 御意見など活発な議論をお願いしたい。

(委員)

新潟県では, 相続放棄事件の件数が多いということだが, それは人口比率での統計によるものか。また, その理由や背景はお分かりか。

(裁判所出席者)

件数については, 最高裁判所で統計を取っている全国の裁判所の申立件数

によるものであり、人口比率での統計ではない。東京や大阪などの大規模庁も含めた中で全国の12番目ということであるので、人口比率にした場合でも多いとは想定される。その背景としては、農家の割合や家族形態等の新潟県の特異性から、土地や財産を分散して相続するよりも、家を継いでいる長男等に財産を集中して相続させるために、他のきょうだい相続放棄をすることが多いという理由によると思われる。東京や大阪などを除く、比較的小さな規模の県で相続放棄の件数が多いところでは、農業が盛んな県が多いということからも説明ができると思う。

(委員)

統計を取っているわけではないので正確なことは言えないが、今の点で補足すると、法的な意味の相続放棄手続を取らない場合でも、遺産分割事件の中で、農業を継続している長男等に田や畑を全部相続させるために、自分たちは相続分を放棄あるいは譲渡して遺産分割の手続から抜けていくということも、とても多いという感覚である。

(委員)

先ほど紹介があった相続放棄事件の件数というのは、いわゆる意見の相違等のトラブルがあって家庭裁判所に持ち込まれた件数ということか。

(委員長)

相続放棄の場合は、相手がいるわけではなく、申立てをするだけのものがあるため、紛争があったということではない。新潟家庭裁判所における審判事件数は年間1万件以上あるが、そのうち、相続放棄や名の変更といった、相手がおらず紛争性がない事件が多くを占めている。

(委員)

離婚調停の申立てのうち、夫からの申立てと妻からの申立てとでは、比率としてはどちらが多いか。

(裁判所出席者)

統計数値はないが、感覚でいうと妻側からの申立てが多いように感じる。

(委員長)

比率としては妻側からの申立てが多いとは思いますが、どちらかというところ最近では夫側からの申立てが少し増えてきた印象である。

(委員)

家庭裁判所では、協議離婚をした人は相談窓口で受け付けてくれるのか、それとも係争的なものしか受け付けていないのか。

(裁判所出席者)

家庭裁判所にはいろいろな方が窓口に来られるが、中には家庭裁判所での手続が必要のない場合もあり、すでに協議離婚の話がまとまっているという方もいる。そういった場合でも、話を聞かずにお断りするようにはしていない。例えば、「養育費について話がついているがどうしたらいいか。」という相談があった場合には、公正証書の手続があることを案内したり、あるいは双方の合意により履行ができれば公正証書の作成までは必要がないこと等、手続案内の延長といった形で対応をしている。

(委員)

夫婦関係調整の調停の中には、離婚調停だけでなく、円満調整調停というものもある。例えば受付窓口で、離婚は考えていないものの、夫婦間で紛争がありうまくいっていないが、どのような手続があるかと聞かれた場合には、夫婦関係調整の円満調整調停があることを説明し、申立てをされていく方もいる。

(委員)

円満調整の調停で申し立てたが、話合いが進むにつれてやっぱり無理だということになった場合は、離婚で調整することになる。逆に離婚で申立てをしたにもかかわらず、話し合っていく中で、今後はこういったところを気を付けながらも一度やっ払いこうということで、円満に解決するケースもある。

(委員長)

家庭裁判所の窓口で用意している夫婦関係調整調停の申立書では、右側の欄は「離婚をしたい。」、左側の欄は「円満に調整をしたい。」という記載になっていて、どちらを求めるか丸を付けるという書式になっている。家庭裁判所は決して離婚をするためのところではなく、できれば夫婦が円満に、元の鞘に戻れないものかといったところから調停を進めていくし、子供がおられるところでは特にそうしている。双方が離婚で構わないと言っている場

合でも、念のため真意を確認するという事は、どの事件でもほぼ間違いなくやっている。

(委員)

調停の現場では、「本当に離婚でいいですか。」という形で何回も本人に確認している。当初は迷っていて、だんだん期日を重ねるごとに自分の気持ちがどちらかに決まっていくという場合もある。迷っている方の場合は、ある程度気持ちを決めてから離婚することができるため、その後を乗り越えていくという意味では、協議離婚よりも調停離婚の手続を取ってよかったなど思っただけなのではないか。

(委員)

協議離婚では、お互い別れることばかり先行してしまい、年金分割や財産分与の点が疎かになってしまうなど、手続上の瑕疵が生じてしまうのではないかと感じる。そうであれば、協議離婚よりも調停離婚の手続を取った方が証拠が出来るので、手続的に先々安心になるのではないかと感じた。

(委員)

既に気持ちが定まっているので、離婚してしまった方が落ち着いて子の面会交流や養育費、財産分与等の話し合いができるという方もいる。そのような場合は、協議離婚した後でも別途調停の申立てができる。協議離婚をしたが、財産分与だけ話し合いができていない、面会交流はできているが、もう少しまいやり方はないか、当初は養育費を決めて支払っていたが、事情が変わってきたのでもう一度養育費の額を決め直したいといったこともできる。調停は、いろいろな場面で利用していただけていると思う。

(裁判所出席者)

手続案内の補足になるが、協議離婚の話がついているというケースで、例えば夫が戸籍の筆頭者で、妻が子供の親権者となった場合、離婚届を出すと妻はその戸籍から抜けることになるが、子供を親権者である母親の戸籍に入れるためには、必ず家庭裁判所で子の氏の変更許可の手続をしなければならない。そういった手続の案内もさせていただいている。

(委員)

夫婦が離婚をして未成年の子供がいるというケースは非常に多いと思う

が、両親が離婚で争っている間は、子供にとって非常に不安定な状況に置かれることになる。調停の申立てから解決までの時間というのは、どのくらい掛かるものか。また、調停がうまくいかなかった場合、裁判ではかなり時間が掛かると聞いているが、どの程度か。時間が掛かるほど子供にとっては社会的にも人間的にも不安定な状況に置かれることになるので、なるべくそういった期間を短くしてあげるのが望ましいと考えている。

(裁判所出席者)

家庭裁判所に申立てをした状況によっても違ってくるので、一概にどのくらいということとは言えない。例えば、申し立てる前の別居期間が長いとか、同居のまま申し立てられるとか、いろいろな状況がある。ただ、夫婦関係調整の調停で申し立てられた場合、だいたい3週間から1か月の間で調停期日を指定している。特に子供がいるケースでは親権、面会交流、養育費等、争点が多くなるので、1回の期日で終わるというのは稀である。また、期日ごとにいろいろな争点を整理しながら進めていくことになるので、三、四回の期日で成立するものもあれば、10回くらい期日を重ねるものもある。期日を重ねる場合でも、子の意思というのは大事にしながら進めていて、親から子供の監護状況を確認したり、途中で家庭裁判所調査官が関与して、子供の監護状況調査により、学校等の関係機関に調査に行くこともある。一概には言えないが、子供のことにに関して争点が多ければ、調停が長くなる傾向にある。

また、調停前置主義であるので、調停が不成立で終了した後は訴訟となるが、必ずしも調停終了後すぐに訴訟となるわけではない。しばらく考えて、期間をおいてから訴訟が申し立てられる場合もあるし、すぐに移行する場合もある。訴訟に移行した場合は、改めて資料を集めることになるので、相当の期間が掛かることになる。

(委員)

子供を父親が引き取る場合というのは、どういったケースがあるか。

(委員)

調停の期間の関係については、ケースバイケースではあるが、自分の経験では、4回くらいの期日を目途にまとめたいという気持ちはある。ただ、非

常に困難なケースについては、事前に裁判所書記官，家庭裁判所調査官，裁判官とよく評議をして，丁寧に時間を掛ける必要があるものは時間をかけて進めていく。訴訟になることで，家族の関係がより傷つけ合うような状況にならないようにするために，調停で双方が納得して解決できるようにしていきたいと思っている。

子供を父親が引き取る場合に関しては，例えば母親に精神的な問題があり，母親と子供だけでは難しいと思われるような場合には，父親が親権者となるケースもある。

(委員)

期間の関係については，紛争がこじれる前にできるだけ早く解決するというのが一番望ましいことではあるが，こじれた後にやってくるというケースも結構ある。こじれた部分を訴訟や審判に持って行く方法もあるが，それよりも調停の話合いの中で一つずつ解決していき，両親に，子供にとって一番の解決方法は何かということを理解していただいた上で進めていく必要があるケースもある。そのような場合には解決まで時間が掛かる。

父親が子供を引き取る場合に関しては，最近は昔よりも父親が子育てに関わってきたというケースが増えてきており，これまで働きながら一緒に育ててきたという観点から，親権が争われることがある。子供にとってどちらが親権者になるのがよいかというのは，子供の年齢にもよるし，子供の意思や状況によって変わってくると思う。そういった観点から，必ずしも母親に問題がなくても，今の時点では父親が親権者として適切だと考えられる事案もないわけではない。ただ，両親ともに，どちらが親権者になるのが子供のためになるのかという観点でしっかりと話合いをしていけるよう，考えながら調停を進めている。

(委員)

子の意思を尊重した解決ということであるが，子の意思というものをどの程度尊重するものなのか。また，今回紹介された事案では，典型的には父親が親権を持つケースになるのか。

(裁判所出席者)

子の意思の点については，子供の年齢が15歳以上のときや，ある程度自

分の意思が伝えられるような場合には、子供が自分の意思を書面に書いて裁判所に提出することもあるし、父親又は母親から、資料として提出されることもある。また、そういったものがなくても、裁判所は何らかの形で子の意思を確認させてもらっている。もっと小さい子の場合、例えば10歳とか13歳の子の意思をどう捉えるかというのは、家庭裁判所の実務でも非常に難しくなっている点である。個々の子供の年齢等によって一律に言えるものではなく、子供の置かれた状況や発達状況、監護している親への忠誠心というものも考慮する必要がある。さらに、子供が離婚によって両親の板挟みになり、不安定になるということは避けたいので、最終的に何かを決めるときに子供に責任を取らせることがないような配慮をする必要もある。そういった様々な配慮をしながら、子供の気持ちをどう捉えていくか、また、監護状況等がこじれないようにどのように早期の解決を図っていくかということが、今大変苦勞しているところである。もっと小さい乳幼児等の場合には、言葉では表現できないので、親から監護状況等を聞かせてもらい、そのことを見ていくことになる。

今回紹介した事例では典型的にどうなるかということだが、まずは父親が不安に思っている母親側の監護状況を明らかにして、子供が現在どのような状況にあり、これまで誰が主たる監護をしてきて、将来にわたってどのように監護していくのか、また、離婚後に親がどう関わっていくのかということを中心に、話し合いをしていくことになると思う。

(委員)

今回紹介された事案で、例えば母親が精神的に病んでいて、子供が母親と一緒にいたいという心情を吐露した場合、どういう判断をするのか。

(委員長)

現在監護している親への忠誠や相手の親に対する反発から、子供が「僕がお母さんを守る。」というケースは、現実にも少なからずある。そういう場合でも、上辺だけで判断することはなく、本当にその子の心情が表れているのかを、慎重に調査したり、いろいろな事情を聴いたりしながら確認しているのだと思う。

(委員)

今のケースでは、そうしたいという感情的なこととは別に、現実的に母親が育てられるのかという観点もある。その辺りを、例えば祖父母等の監護補助者の状況等も含めて監護状況を見させていただき、子供の監護態勢をどのように整えられるかという点を踏まえた上で、親権者について判断することになると思う。

(委員)

調停に弁護士が関与するケースと関与しないケースの割合は、どの程度か。また、弁護士が関与することで、調停の成立や不成立に影響を及ぼすことがあるか。併せて、弁護士を使わない場合には、いくらで調停ができるか。

(裁判所出席者)

30年くらい前は、家事事件に手続代理人弁護士が付くことは多くなかったが、この5年、10年で手続代理人として弁護士が付くケースが非常に増えているという感覚である。双方の当事者に付く場合や、片方だけに付く場合もあるが、家庭裁判所調査官が調査に関わる事例では、多くの場合に手続代理人が付いている。紛争性が高くなればなるほど手続代理人に関わる事例が多くなる。調停は、難しい手続ではなく誰でも利用していただける制度であるので、手続代理人を付けなくてももちろん手続をすることはできるが、お金の問題や紛争性の高い問題となってくると、一般の方が法テラス等に法律相談に行くことが多くなっている。

(裁判所出席者)

費用の点について、裁判所の関係で必要となるのは、調停の申立て手数料が1,200円、当事者に対する連絡のためにあらかじめ納めていただく郵便切手が1,000円未満程度である。それ以外に弁護士を委任した場合の費用は、委任した当事者が弁護士に対して直接負担する費用ということになる。

(委員)

最近、総額600万円程度の慰謝料や養育費の事案では、弁護士を頼むと10万円以下で、公正証書を作成すると2万5,000円くらいの経費が掛かるという話を聞いたが、それはどうか。

(委員)

弁護士費用については自由化されているので、各弁護士によってまちまちではある。今ほどの話では、総額が600万円という事案で弁護士費用が10万円くらいとのことであるが、全く紛争性がなく、合意が既にできていて書面化しておくだけということであれば、その程度の費用であることも考えられるが、例えば裁判所に調停の申立てをして、3回、4回出席し、書面を提出するということであると、おそらく10万円で受けられる弁護士はいないのではないかと思う。それではいくら掛かるのかということについては、弁護士によって変わるので、何とも言えないところである。

(委員)

夫婦関係調整の調停の中で弁護士が手続代理人として付くケースというのは、どの程度あるか。

(委員長)

子の引渡しや遺産分割など、紛争性が高いものになってくると弁護士が手続代理人として付く割合が多くなる。夫婦関係調整で、子供の親権者が争われ、養育費や財産分与を決めるというものであれば、手続代理人が付かれるケースというのは、一、二割よりは多いかもしれないが、それほど多くはない。ただ、昔に比べれば格段に多くはなっている。最近では、何回か調停期日を重ねる中で、本人が悩んでいるようなときに、調停委員から弁護士への相談を勧めて、手続代理人を選任する方もいる。

(委員)

成年後見制度は、後見人について性善説に立っているもので、かなり危ういのではないかと感じることもある。例えば、一人暮らしの老人が認知症になったような場合には、全く家族でもない人が後見人を引き受ける場合も多いと思うが、後見人そのものに対するチェック機能についてどう思われるか。

(委員長)

最近、新聞報道等でも後見人の不正事案が取り上げられていることも、そのような質問が出る一つの要素かと思う。実際に不正事例があるのは間違いなく、中には弁護士を後見人に選任したのに横領されたというケースもあるのは大変残念なことである。

質問のケースでは、むしろ親族後見人が選任される場合が多いと思う。実際に後見人を選任している事例では、身近な世話をしている親族の方を選任する事例は、数としては非常に多い。ただ、中には親族から見放されているケースで、誰も申立てができないので市町村長が申立てをする場合等を始めとして、親族からの援助が期待できないため、全く無関係な社会福祉法人等に後見人の推薦を依頼して、後見人になってもらう場合もある。また、一定程度の財産を持っている場合には、専門職としての弁護士や司法書士に後見人になってもらっている場合がほとんどである。不正事案は確かにあるが、全体の数がとても多いので、割合としては本当にわずかである。

(委員)

後見制度のチェック機能として、後見人が財産をうまく運用しているのかをしかるべきところが定期的にチェックすることはあるのか。

(委員)

今の質問に関連して、最近、国家賠償訴訟で国が負けたというケースがあったと思うが、家庭裁判所での具体的なチェックの内容というのを教えていただきたい。

(裁判所出席者)

後見人等の業務について大きく言えば、財産管理と身上監護というものがある。被後見人が安心して生活していけるか、その人の財産をきちんと守っていけるか、財産が被後見人のために使われており、後見人等が流用していないかということを基本的な考え方として、後見人等を選任した家庭裁判所が、一定の基準により職権で後見監督事件として立件をして、後見人等を監督していく制度がある。また、家庭裁判所が定期的に立件して監督するのではなく、当初から後見監督人を選任して、後見監督人にチェックをさせるという制度もある。さらに、財産がかなり大きい方に関しては、初めから専門職後見人を選任する事例が多いし、後見制度支援信託等を利用して財産を保全するというものもしている。その他、定期的に監督のために家庭裁判所への報告を求め、何か財産の処分をするときには家庭裁判所の許可を得る、また、専門職が後見人になっているときは報酬請求等を家庭裁判所に申し立ててもらおうというのが、制度の概略となっている。

新潟県の高齢人口は、65歳以上が3割に達しようとしており、認知症等で後見等の制度が必要な方は大変多くなっている。チェック機能としての後見監督も含めて、家庭裁判所の事件数はこの先ずっと右肩上がりになっていくので、これに対してどうしていかというのは全国的な課題となっている。

(委員長)

後見人に選ばれた人は家庭裁判所に定期的に報告する義務がある。その際に、預金通帳等の財産に関する資料の写しを提出することになる。第一次的には書類審査であるため、書類を偽造されたりすると問題はあるが、ただ、不正をやる方の場合、報告が遅れる等、不自然な言動をすることが圧倒的に多いので、そういった端緒をできるだけ見逃さないようにしている。おかしいケースについては直接後見人本人を呼ぶ、あるいは金融機関に対し職権で調査囑託をするということもしている。

(委員)

裁判所での後見監督の結果、財産管理の部分については弁護士に後見人を切り替える必要があるということで、新たに弁護士として後見人に選任されるというケースを何件か経験している。家庭裁判所からそういった形で後見人に選任されると、弁護士は血眼になって調査をする。全て裁判所に結果報告し、不正なものがあれば、その方から財産を取り戻して回復をするということまでしている。家庭裁判所の後見監督は、機能しているのではないかと感じている。

弁護士が後見人になった場合に不正を働くというのは、全国の弁護士会でも問題となっていて、日本弁護士連合会でも定期的に協議会を開いている。その中では、まず、弁護士会からの後見人の推薦をきちんとした基準で行う、また、推薦をした後は、家庭裁判所の監督だけでなく、推薦をした弁護士会でも監督をしていく必要があるのではないかと、各弁護士会でもその仕組みの構築に取り組んでいる。今後もこの後見制度が広く安全に活用できるように力を尽くしたいと弁護士会でも思っている。

(委員長)

実際の現場では、後見人がどうも少しおかしいのではないかと、例えば最近さっぱり顔を見せないとか、施設への定期的な施設費用の支払が滞っている

というような端緒をキャッチできれば，調査をすることができる。そういった端緒となる情報をいろいろなところからお寄せいただければありがたいと思っているので，よろしくお願ひしたい。

本日頂いた貴重な御意見，議論の内容を家庭裁判所の今後の実務の運用などの参考として役立てていただけるよう，家庭裁判所委員会としては期待することとする。

第6 次回期日等

1 期日

平成28年7月7日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 テーマ

少年の立ち直りに向けた活動について